

草津市告示第 4 5 号

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱（昭和 5 9 年草津市告示第 1 0 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後					改正前				
第 1 条～第 9 条 <現行どおり> 別表（第 2 条関係）					第 1 条～第 9 条 <省略> 別表（第 2 条関係）				
対策事業の種類		補助率	補助対象者	補助期間	対策事業の種類		補助率	補助対象者	補助期間
区分	内容				区分	内容			
<<改正前を削る>>	<<改正前を削る>>	<<改正前を削る>>	<<改正前を削る>>	<<改正前を削る>>	農道舗装整備の推進および対策の事業	市が団体営または小規模土地改良事業として実施した事業に要した経費からそれに対する補助金の額を控除した金額に充てるため農林漁業資金から融資を受けた金額に係る償還金（利息を含む。）	当該年度に係る借入償還金の 100%	受益者団体	借入償還終了年度まで
県営常盤北地区経営体育成基盤整備事業	この事業の実施による地元負担額を日本政策金融公庫から融資を受けた金額のうち幹線排水路相当額に係る償還金（利息を含む。）	当該年度に係る償還金の 100%	<<現行どおり>>	<<現行どおり>>	県営山田地区ほ場整備事業の推進および対策の事業	この事業の実施により地元負担に要した経費を農林漁業資金の融資を受けた金額に係る償還金（利息を含む。）	当該年度に係る償還金の 50%	<<省略>>	<<省略>>
<<現行どおり>>	<<現行どおり>>	<<現行どおり>>	<<現行どおり>>	<<現行どおり>>	<<省略>>	<<省略>>	<<省略>>	<<省略>>	<<省略>>
水利施設	<<現行どおり>>	多面的	<<現行どおり>>	<<現行どおり>>	水利施設	<<省略>>	多面的	<<省略>>	<<省略>>

改正後					改正前				
管理強化事業	≫	費用の37.5% <u>(連携保全型に取り組む場合は50%)</u>	どおり ≫	どおり ≫	管理強化事業		費用の37.5%	≫	≫
	≪現行どおり≫	≪現行どおり≫		<u>令和7年度限りとする</u>		≪省略≫	≪省略≫		
別記様式第1号～別記様式第2号 ≪現行どおり≫					別記様式第1号～別記様式第2号 ≪省略≫				

付 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行し、改正後の草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱は、令和7年度以降の補助金について適用する。

(令和8年3月9日掲示済み)

草津市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ナー ス ス テー ション OASIS	草津市矢橋町105-1 カーサ・ソラツォ壱番館 423号室	令和7年9 月1日

(令和8年3月9日掲示済み)

草津市告示第47号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ナー ス ス	草津市矢橋町105-1	令和7年9

テーション OASIS	カーサ・ソラツォ壺番館 4 2 3 号室	月 1 日
----------------	-------------------------	-------

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 4 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ハート ケアしが	草津市平井 4 丁目 5 - 2 5	令和 6 年 4 月 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 4 9 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ハート ケアしが	草津市平井 4 丁目 5 - 2 5	令和 6 年 4 月 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 5 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
みなくさメンタル クリニック	草津市野路 2 - 1 6 - 5	令和 7 年 8 月 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 5 1 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
みなくさメンタル クリニック	草津市野路 2 - 1 6 - 5	令和 7 年 8 月 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 5 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定した

ものうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
さわだ矯正歯科 草津クリニック	草津市大路一丁目14番1号伽羅コート草津 壱番館地下1階	令和7年6月30日

(令和8年3月9日掲示済み)

#### 草津市告示第53号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
さわだ矯正歯科 草津クリニック	草津市大路一丁目14番1号伽羅コート草津 壱番館地下1階	令和7年6月30日

(令和8年3月9日掲示済み)

#### 草津市告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条

の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
滋賀県立障害者 総合診療所	草津市笠山八丁目5番130号	令和7年3月31日

(令和8年3月9日掲示済み)

#### 草津市告示第55号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
滋賀県立障害者 総合診療所	草津市笠山八丁目5番130号	令和7年3月31日

(令和8年3月9日掲示済み)

#### 草津市告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定した

ものうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
Sono Dental Clinic おとな&こども歯科	草津市草津 2 丁目 1 5 番 2 4 号	令和 7 年 4 月 3 0 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 5 7 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
Sono Dental Clinic おとな&こども歯科	草津市草津 2 丁目 1 5 番 2 4 号	令和 7 年 4 月 3 0 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 5 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
医療法人 コス小児科	草津市野村八丁目 3 番 1 0 号	令和 7 年 3 月 3 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 5 9 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
医療法人 コス小児科	草津市野村八丁目 3 番 1 0 号	令和 7 年 3 月 3 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 0 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
はなまる薬局 南草津けやき通り店	草津市南草津三丁目4 -3-2	令和7年3 月31日

(令和8年3月9日掲示済み)

#### 草津市告示第61号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
はなまる薬局 南草津けやき通り店	草津市南草津三丁目4 -3-2	令和7年3 月31日

(令和8年3月9日掲示済み)

#### 草津市告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋川 渉

施術者 氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
星住 祥子	キューブ訪問 鍼灸マッサージ	草津市西矢倉3 -15-15	令和7年9 月12日

(令和8年3月9日掲示済み)

#### 草津市告示第63号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年3月9日

草津市長 橋川 渉

施術者 氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
星住 祥子	キューブ訪問 鍼灸マッサージ	滋賀県守山市播 磨田町280- 10	令和7年9 月12日

(令和8年3月9日掲示済み)

草津市告示第 6 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
アイセイハート 薬局 南草津三 丁目店	草津市南草津三丁目 4 - 4	令和 7 年 3 月 3 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 5 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	廃止年月日
アイセイハート 薬局 南草津三 丁目店	草津市南草津三丁目 4 - 4	令和 7 年 3 月 3 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
アイセイハート 薬局 南草津三 丁目店	草津市南草津三丁目 4 - 4	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 7 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
アイセイハート 薬局 南草津三 丁目店	草津市南草津三丁目 4 - 4	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づき廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
はやし脳神経外科クリニック	草津市矢橋町 1 0 2 - 8	令和 7 年 3 月 3 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 6 9 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
はやし脳神経外科クリニック	草津市矢橋町 1 0 2 - 8	令和 7 年 3 月 3 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 7 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
はやし脳神経外科クリニック	草津市矢橋町 1 0 2 - 8	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 7 1 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
はやし脳神経外科クリニック	草津市矢橋町 1 0 2 - 8	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 8 年 3 月 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 7 2 号

都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 1 1 8 条第 3 項の規定により都市再生推進法人の名称等変更届を受理したので、同条第 4 項に基づきその旨

ここに公示する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

草津市長 橋 川 涉

法人の名称 草津まちづくり株式会社

法人の住所 【変更前】草津市草津二丁目 5 番 1 3 号 青木ビル 1 階  
【変更後】草津市草津三丁目 1 2 番 3 号 旧山内邸

事務所の所在地 【変更前】草津市草津二丁目 5 番 1 3 号 青木ビル 1 階  
【変更後】草津市草津三丁目 1 2 番 3 号 旧山内邸

(令和 8 年 3 月 1 0 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 7 3 号

草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

草津市長 橋 川 涉

草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、昨今の物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う事業者に対し、予算の範囲内において草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 5 年 9 月 7 日 成 事 第 4 8 1 号）および草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」とい

う。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）、児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号）および草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和 7 年草津市条例第 3 3 号）および規則の例による。（補助対象事業者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、草津市児童育成クラブ条例（昭和 6 1 年草津市条例第 2 5 号）第 3 条の指定管理者および草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付決定を受けて放課後児童健全育成事業を実施する者とする。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金所要額調書（別記様式第 1 号）
- (2) 物品の購入等に係る領収書その他の支払いが確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出をもって、規則第 1 3 条に規定する実績報告があったものとみなす。

3 市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第 6 条に規定する通知により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知により、規則第 1 4 条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

(関係書類の保管等)

第 6 条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から 5 年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返

還)

第7条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部を返還しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年3月10日から施行し、令和7年10月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

補助要件および補助対象経費	補助基準額
放課後児童健全育成事業の実施にあたり、物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費。ただし、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に納品が完了しているものに限る。	1 支援単位あたり 年額50,000円

別記

様式第1号（第5条第1項第1号関係）

草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金所要額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者

Ⓜ

草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市放課後児童健全育成事業における事業継続支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 額の確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付資料  
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和8年3月10日揭示済み）

草津市告示第74号

草津市ぼうさい応援隊設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和8年3月11日

草津市長 橋 川 渉

草津市ぼうさい応援隊設置要綱を廃止する要綱

草津市ぼうさい応援隊設置要綱（平成 28 年草津市告示第 224 号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 11 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 11 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 75 号

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 12 日

草津市長 橋 川 涉

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱（昭和 59 年草津市告示第 96 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第 1 条～第 6 条 <現行どおり> 別表（第 2 条関係）				第 1 条～第 6 条 <省略> 別表（第 2 条関係）			
事業	事業の内容	補助の要件	補助金額	事業	事業の内容	補助の要件	補助金額
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
延長保育事業費	<現行どおり>	<現行どおり>	<u>1 特定分</u> 子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 5 年 9 月 7 日こ成事第 481 号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。	延長保育事業費	<省略>	<省略>	子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和 5 年 9 月 7 日こ成事第 481 号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。

改正後				改正前			
			<p><u>2 特例措置分</u>  <u>国要綱別紙「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（特例措置分（2））」</u>  <u>の項中「1 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）」</u>  <u>の項に定める補助基準額とする。</u></p>				
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
一時預かり事業	《現行どおり》	《現行どおり》	<p><u>1 特定分</u>                      国要綱別紙一時預かり事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園があり、かつ、両園ともに一時預かり事業を実施する場合における分園に係る補助金の額は、年額に100分の85を乗じて得た額とする。</p> <p><u>2 特例措置分</u>  <u>国要綱別紙「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（特例措置分（2））」</u>  <u>の項中「1 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）」</u>  <u>の項に定める補助基準額とする。</u></p>	一時預かり事業	《省略》	《省略》	国要綱別紙一時預かり事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園があり、かつ、両園ともに一時預かり事業を実施する場合における分園に係る補助金の額は、年額に100分の85を乗じて得た額とする。
看護師配置費	《現行どおり》	《現行どおり》	当該看護師の給与等の年額 1 医療的ケア児対応	看護師配置費	《省略》	《省略》	当該看護師の給与等の年額 1 医療的ケア児対応

改正後	改正前
<p>型</p> <p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、医療行為が必要な児童1人に対し、1人以上の補助対象となる看護師（以下「補助対象看護師」という。）を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 医療行為が必要な児童1人に対し看護師を配置する場合 補助対象看護師の給与等の年額(5, 290, 000円を限度とする)</p> <p>(2) 医療行為が必要な児童が2名以上であって看護師を複数配置している場合 補助対象看護師の給与等の年額(10, 580, 000円を限度とする)</p> <p>2 体調不良児対応型 国要綱別紙「病児保育事業(特定分・一般分・事業費)」の項中「3 体調不良児対応型」における補助基準額とする。(配置月数が1</p>	<p>型</p> <p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、医療行為が必要な児童1人に対し、1人以上の補助対象となる看護師（以下「補助対象看護師」という。）を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 医療行為が必要な児童1人に対し看護師を配置する場合 補助対象看護師の給与等の年額(5, 290, 000円を限度とする)</p> <p>(2) 医療行為が必要な児童が2名以上であって看護師を複数配置している場合 補助対象看護師の給与等の年額(10, 580, 000円を限度とする)</p> <p>2 体調不良児対応型 国要綱別紙「病児保育事業(特定分・一般分・事業費)」の項中「3 体調不良児対応型」における補助基準額とする。(配置月数が1</p>

改正後				改正前			
			<p>2月(1月に満たないときはこれを1月とする。)に満たないときは、当該額を12で除して得た額(小数点以下の端数は、これを切り捨てる。)に当該月数を乗じて得た額)</p> <p><b>3 特例措置分</b>  <u>国要綱別紙「子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(特例措置分(2))」</u>  <u>の項中「1 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業(令和7年度補正予算分)」の項に定める補助基準額とする。</u></p>				<p>2月(1月に満たないときはこれを1月とする。)に満たないときは、当該額を12で除して得た額(小数点以下の端数は、これを切り捨てる。)に当該月数を乗じて得た額)</p>
<p>備考</p> <p>別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》                      別記様式第6号(第4条第1項第6号関係)                      (別添1-1のとおり)</p> <p>別記様式第7号～別記様式第12号 《現行どおり》                      別記様式第13号(第6条第2号関係)                      (別添2-1のとおり)</p> <p>別記様式第14号～別記様式第19号 《現行どおり》</p>				<p>備考</p> <p>別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》                      別記様式第6号(第4条第1項第6号関係)                      (別添1-2のとおり)</p> <p>別記様式第7号～別記様式第12号 《省略》                      別記様式第13号(第6条第2号関係)                      (別添2-2のとおり)</p> <p>別記様式第14号～別記様式第19号 《省略》</p>			
<p>付 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、令和8年3月12日から施行し、改正後の草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和7年10月1日以降の補助金から適用する。                      (様式に関する経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。</p>							